

令和 7 年 3 月 佐川町議会定例会会議録（第 5 号）

招集年月日 令和 7 年 3 月 1 4 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和 7 年 3 月 1 4 日 午前 9 時宣告

開 議 令和 7 年 3 月 1 4 日 午前 9 時宣告（第 8 日）

応 招 議 員	1 番	齋 藤	光	2 番	岡 林	哲 司	3 番	山 本	和 輝
	4 番	田 村	幸 生	5 番	橋 元	陽 一	6 番	宮 崎	知 恵 子
	7 番	西 森	勝 仁	8 番	下 川	芳 樹	9 番	坂 本	玲 子
	1 0 番	森	正 彦	1 1 番	松 浦	隆 起	1 2 番	岡 村	統 正
	1 3 番	永 田	耕 朗	1 4 番	藤 原	健 祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	齋 藤	光	2 番	岡 林	哲 司	3 番	山 本	和 輝
	4 番	田 村	幸 生	5 番	橋 元	陽 一	6 番	宮 崎	知 恵 子
	7 番	西 森	勝 仁	8 番	下 川	芳 樹	9 番	坂 本	玲 子
	1 0 番	森	正 彦	1 1 番	松 浦	隆 起	1 2 番	岡 村	統 正
	1 3 番	永 田	耕 朗	1 4 番	藤 原	健 祐			

欠 席 議 員 な し

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	住 民 課 長	真辺 美紀
副 町 長	田村 正和	産業振興課長	下八川久夫
教 育 長	濱田 陽治	建 設 課 長	吉野 広昭
教 育 次 長	廣田 春秋	農業委員会事務局長	藤本 雅徳
総 務 課 長	片岡 和子	健康福祉課長	岡崎 省治
まちづくり推進課長	岡田 秀和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
会計管理者兼会計課長	吉野 利香		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐
議会事務局主事	吉田 智哉

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年3月佐川町議会定例会議事日程〔第5号〕

令和7年3月14日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第1 | | 事件の訂正の件について |
| 日程第2 | 議案第3号 | 令和6年度佐川町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第3 | 議案第4号 | 令和6年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第4 | 議案第5号 | 令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議案第6号 | 令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第6 | 議案第7号 | 令和6年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第8号 | 令和6年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第9号 | 令和6年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第10号 | 令和7年度佐川町一般会計予算 |
| 日程第10 | 議案第11号 | 令和7年度佐川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第12号 | 令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第13号 | 令和7年度佐川町学校給食特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第14号 | 令和7年度佐川町介護保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第15号 | 令和7年度佐川町農業集落排水事業会計予算 |
| 日程第15 | 議案第16号 | 令和7年度佐川町水道事業会計予算 |

日程第16	議案第17号	令和7年度佐川町病院事業特別会計予算
日程第17	議案第18号	佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第19号	佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第20号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第21号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第22号	佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第23号	佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第24号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第25号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第26号	佐川町職員等の旅費等に関する条例の制定について
日程第26	議案第27号	公職選挙法に基づく選挙及び当選の効力に関する異議の申出の場合の選挙人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第28号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第29号	佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第30号	佐川町議会及び公聴会に出頭する者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第31号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第31	議案第32号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第32	議案第33号	佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第33	議案第 3 4 号	佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第 3 5 号	佐川町立青山文庫設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	議案第 3 6 号	佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
日程第36	議案第 3 7 号	佐川町子ども・子育て支援事業計画の策定について
日程第37	議案第 3 8 号	斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について
日程第38	議案第 3 9 号	健康センター和楽の指定管理者の指定について
日程第39	議案第 4 0 号	佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について
日程第40	議案第 4 1 号	佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定について
日程第41	議案第 4 2 号	町道路線の認定について
日程第42	発委第 2 号	佐川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第43		議員派遣について
日程第44		委員会の閉会中の継続審査及び調査について

令和 7 年 3 月佐川町議会定例会追加議事日程〔第 5 号の追加 1〕

令和 7 年 3 月 1 4 日 午前 9 時開議

日程第 1 発委第 1 号 佐川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、事件の訂正の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。

日程の第1番目に議案の訂正請求につきましてご説明をさせていただきます。

本日、議案の訂正の請求をさせていただいておりますのは、議案第9号、令和6年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書7ページの佐川町病院事業特別会計補正予算事項別明細書の資本的収入及び支出につきまして、収入の表中、1款、4項、1目の介護サービス事業繰入金の節の欄及び説明欄の金額が、本来は補正額になるべきところが、補正後の金額になっており、その金額を別紙のとおりに訂正させていただくものでございます。

今後このようなことがないよう細心の注意を払ってまいります。どうぞよろしく願いをいたします。

申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

議長（松浦隆起君）

お諮りします。

ただいま議題となっております、事件の訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、事件の訂正の件を許可することに決定しました。

日程第2、議案第3号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第8号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、西森君。

7番（西森勝仁君）

私から2点ほどお尋ねをいたします。

まず 51 ページ、4 款衛生費、2、1、12 の委託料であります。この家庭ごみ収集委託料が 1,214 万 5 千円の減額となっておりますが、これは予算額に對しまして約 4 分の 1 程度にもあたる金額ですが、今ガソリン代や人件費が高騰する中であって、適正な委託ができているのか、あるいは設計が過大であったのではないかと、こういうふうにお尋ねをします。

次に 57 ページ、5 款農林水産業費、2、2、18 の補助金であります。ここに緊急間伐総合支援事業補助金が 1,346 万 8 千円の減額となっております。緊急を要する間伐でどうしてこんなふうにならなくなったのか。その内容も含めてお尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、真辺さん。

住民課長（真辺美紀君）

おはようございます。

私から 4 款、2 項、1 目の減額についてご説明をさせていただきます。

家庭のごみの収集委託料、当初の予算から比較いたしますと 24.8%、約 4 分の 1 の額を減額をさせていただいておりますが、委託料、委託に関しては、適正な価格で委託をさせていただいたと思っております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは緊急間伐総合支援事業についてご説明させていただきます。

この事業につきましては、県の補助金を受けて行っている事業でございますが、県の補助事業見直しにより、この緊急間伐総合支援事業が廃止になり、新たに緊急間伐総合支援事業の支援内容を盛り込んだ、みどりの環境整備事業が制定されました。

これを受けまして、町としましては県に合わせる形で要綱の廃止と制定を行い、事業を廃止しました。緊急間伐総合支援事業は、1,346 万 8 千円の減額となり、新たに制定しましたみどりの環境整備支援事業が 889 万 7 千円の増額となっております。

なお、この 2 つの事業の差額 457 万 1 千円が不用額となっており、その主な理由としましては、予算編成時には事業の実施を計画しておりました 4 名の方が、それぞれの事情によりまして、令和 6 年度での事業実施を取り止めたためとなっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7 番（西森勝仁君）

家庭ごみの収集業務につきましては適正な価格で委託しているというような答弁をいただいたわけですが、今働き改革、あるいは子育て支援と、こういった流れの中にありまして、その賃金にしましても今年の春闘を見てもほとんどどの企業が大幅アップということの満額回答が続いているわけであります。

ごみ収集事業につきましても、ガソリン代とか車両に係る経費につきましてはこれはもう削減できないと思いますので、削減するとすればですね、設計価格に対して削減していくとしましたら、おのずから人件費、あるいは福利厚生費といったこの弱いところを削らなければならないような状況にはなってくるのではないかと思いますので、まずそうそうならないようなご検討をお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

3 番、山本君。

3 番（山本和輝君）

2 つほど質問をさせていただきます。

ページ、73 ページ、3 款、1 項、5 目、18 節の広域事務組合負担金、特養運営に係る特別負担金、6,440 万 6 千円、養護運営に係る特別負担金 1,622 万 3 千円について、2 年間の負担金合計 1 億 5,880 万になり、合計金額が昨年度と比べさらに増額し、負担額が今年度 8,062 万 9 千円の予算額が計上されていますが、今後はまた来年度以降も同額くらいの負担金が必要になるか、お伺いをいたします。

続きましてページ、111 ページ

議長（松浦隆起君）

山本君に申し上げます。

休憩します。

休憩 午前 9 時 8 分

再開 午前 9 時 9 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第３号、令和６年度佐川町一般会計補正予算（第８号）について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第３号は可決されました。

日程第３、議案第４号、令和６年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第４号、令和６年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第４号は可決されました。

日程第４、議案第５号、令和６年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第5号、令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第5号は可決されました。

日程第5、議案第6号、令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号、令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員、したがって、議案第6号は可決されました。

日程第6、議案第7号、令和6年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号、令和6年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第7号は可決されました。

日程第7、議案第8号、令和6年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号、令和6年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第8号は可決されました。

日程第8、議案第9号、令和6年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号、令和6年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第9号は可決されました。

日程第9、議案第10号、令和7年度佐川町一般会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、坂本さん。

9番（坂本玲子君）

2点質問いたします。

公民館修繕では、その補助率が加茂地区10分の9、その他の地区3分の2となっており、加茂地区以外でも補助率を上げていただきたいかねてからお願いをしてきました。

一般会計予算57ページに、公民館修繕等補助金が計上されていますが、この内容についてご説明をお願いします。

もう1点、ニラとかイチゴなどの主要農産物に関しては、様々な補助や支援がありますが、米づくりに関しての補助があまりないように思いました。お米は主食であるにもかかわらず、今、お米を作っている方は高齢の方が多く、何らかの補助が必要ではないかとお伝えしてきました。

今回、101ページ、水稻栽培支援緊急対策事業3,402万円の予算が組まれています。これに関しての説明をお願いします。また、その補助金は何もしないでも受け取ることができるのか、もしくは申請が必要なのか。申請が必要な場合、どうやって抜かりのないように周知していくのか、お伺いします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、片岡さん。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。

私のほうからは、議員からご質問がいただきました、公民館修繕等補助金について、ご説明をさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃっていただきましたように、本年度、特に地域の皆さんからご要望の声が多かった、この公民館修繕等補助金につきまして見直しを行い、令和7年度から補助上限額や補助率の引き上げを行います。

公民館修繕等補助金、この補助金では、公民館のエアコンや机、椅子などの備品類購入の補助金について、現行で補助率が3分の2でございましたところを、7年度から4分の3に引き上げ、補助上限額を30万円から45万円に引き上げを行います。

今回予算を上げさせていただいて計上させていただいている部分につきましては、昨年度より106万6千円増額となっております、9つの自治会より1

3 件、エアコンやテーブルなどの備品購入などのご要望をいただいている予算となっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、稲作栽培支援緊急対策事業につきましてご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、令和 7 年に稲作を耕作されている方、具体的には主食用米、飼料用米、酒米、WC S を栽培されている方に対しまして、1 反当たり 7 千円の補助をするものでございます。

交付方法としましては、給付金ではなく補助金となりますので、申請書の提出は必要と考えております。その上で、対象地番や令和 7 年に耕作をしている状況がわかるもの等を添付していただきたいと考えているところです。

周知方法につきましては現在検討中ではございますが、1 つの方法としまして、今回予算化をしました 486 ヘクタールに関しましては、農家台帳で抽出したものとなっております。農家台帳におきまして現況田の地番を拾った数値が 486 ヘクタールとなっておりますので、この所有者に対しまして通知をする。所有者と耕作者が同じ場合にはそのまま申請をしていただきまして、耕作者が違う場合には所有者から耕作者に伝えていただくことで、予算化をしている 486 ヘクタールに対しては、周知が漏れなくできるのではないかと考えております。

併せまして、広報や公式 L I N E、ホームページ等でも周知をすることで、こちらで把握していない耕作者に対しても周知をしたいと考えているところです。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

坂本さん。

9 番（坂本玲子君）

公民館修繕の比率が上がったこと、住民の方たちは喜んでいることと思いますが、まだ加茂地区との差が 15% ありますので、ぜひ同じ補助率に上げていただきたいと思います。

水稻の事件ですが、個別にも通知をしていただけるということで、抜かりなく申請していただけるんじゃないかなと思い、安心しました。ありがとうございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

12 番、岡村君。

12 番（岡村統正君）

まちづくり推進課が所管のですね、佐川町移住定住促進給付金の新築住宅に対しての補助金は、1 戸 150 万円だが、その戸数は何戸か。そしてまた新聞報道ではですね、39 歳以下に対して補助金が出るのことでございますけれども、すでに実際 14 歳の子供がいる両親でですね、40 歳を過ぎた方が新築を令和 7 年度に建てた場合ですね、申請をした場合、また新築を購入した場合、補助金を受け取ることができるのか、この 2 点をお答えいただきたいと思います。よろしく頼みます。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、岡田君。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それではこの移住定住促進給付金について制度のほうをご説明をさせていただきます。

まず財源といたしましては、まず県の人口減少対策総合交付金のほうを活用しておりまして、若者の移住定住促進を図るものとしております。

対象となります世帯につきましては、まず若年夫婦世帯といたしまして、これが申請年度の 3 月 31 日時点で 39 才以下の夫婦がまず 1 つ対象となります。

それからもう 1 つが子育て世帯といたしまして、申請年度の 3 月 31 日時点で 18 歳以下の子供さんがいる世帯、こちらが対象になりますので、40 歳以上の夫婦であっても、39 歳以下の子供さんがおりましたらこの補助の対象にはなってきます。

すいません、18 歳です。失礼しました。18 歳以下の子供さんがおりましたら対象になります。

建物につきましては、令和 7 年 4 月 1 日以降に建築された住宅が対象となります。以上になります。

すいません。戸数につきましては 30 戸を予定しております。失礼しました。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

10 番、森君。

10 番（森正彦君）

はい。

5 款、1 項、3 目に農業振興費がございますが、この中で有害鳥獣の予算についてお伺いしたいと思います。

昨年はイノシシが非常に多くて、住宅地を越えて田畑を荒らしていました。刈り取り前の稲を食い荒らされ、耕作を断念する農家も現れています。現在も数多く出没が確認されています。

6年度の有害鳥獣被害対策事業でのイノシシの捕獲頭数が、10月に満杯になったと聞いています。6年度の事業の実績と、7年度の予算の考え方をお伺いします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

イノシシを有害鳥獣として捕獲する期間につきましては、4月1日から11月14日ということで高知県では決まっております、この6年度の予察捕獲として計画していた頭数は500頭となっております。

議員がおっしゃりますように、6年度は10月28日で予察捕獲の500頭を上限に来ましたので終了しておりますが、その後、11月14日までの間に農作物の被害が確認できた場合におきまして、9頭の捕獲を別でしております。合計509頭の捕獲を町としては確認をしております。

令和7年度の予算の考え方ですが、近年、イノシシの捕獲頭数は右肩上がりでしたが、令和5年度に一度減少しております、281頭の予察捕獲となったこともございますので、令和7年度の予算に関しましては、6年度と同額として予算の計上をしております。以上です。

議長（松浦隆起君）

森君。

10番（森正彦君）

今年ももうすでに先ほど申し上げましたようにイノシシが数多く見られております。イノシシの被害が今年多い場合は、行政としてどのような対策が考えられるのか、お伺いします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

この予察捕獲の頭数に関しましては、有害鳥獣被害対策協議会におきまして予察計画を作成し、その中で予察頭数を決めております。

令和7年度にこの計画の想定を超えるような捕獲の推移がある場合におきましては、臨時的にこの協議会を開きまして、予察捕獲の頭数の上限を変更する

ことも可能となりますので、7年度の被害の状況を注視しながら、そういった対策は考えていきたいと思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

森君。

10 番（森正彦君）

はい。

多い場合には臨時に会議を開いて、対策協議して打つということでございますが、イノシシの他にも、防護柵の設置とかいうことで捕獲しない方法もありますので、そのあたりもですね、考慮に入れて防護柵の予算も組まれてますが、足りない場合にはですね、補正も考えるというようなことも考えていただきたいと思います。

今はイノシシの被害についてお伺いしましたが、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、カラス、ヒヨドリ、ハト、近年の作物への被害は甚大なものがありまして、耕作への気持ちが萎えてしまうような状態であります。

行政の支援なくして農業継続が困難な状況もございますので、十分に状況を把握して、有効な手だてを講じていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

2 番、岡林君。

2 番（岡林哲司君）

2 番議員の岡林哲司です。

一般会計予算について、当初予算について5点ほどお伺いをいたします。マスクをとって失礼します。

まず49ページ、2款、1項、3目、12節、公園・緑地美化事業委託費561万8千円について、これはどこへの委託で何か所あるのか、またどういうところが高額になっているのかを教えてくださいたいです。

続きまして91ページ、4款、1項、6目、18節、猫不妊手術費等補助金20万円。これについては、令和6年度分を使い切ったということですが、昨年とこれが同額で予算計上されております。年度内に不足した場合にどうなるのかをお答えください。

続きまして107ページ、5款、2項、2目、18節、自伐林業推進事業費707万円と、先ほど補正のほうでも話がありましたが、同じ節の中のみどりの環境整備支援事業費補助金1,252万円について、それぞれの詳細をお願いいたします。

続きまして 155 ページ、9 款、4 項、10 目、12 節、佐川町桜座WEB サイト構築及び維持管理、60 万 5 千円について、現在桜座のホームページで施設の利用価格表などが一部、ブラウザで見れないような状態になっておりますが、ウェブサイト全体を作り変えるものか、またいつごろ完了するのかをお願いいたします。

もう 1 点、最後にこの一般会計予算の中で県立佐川高校に対する負担金、支援金、補助金などの支出があれば、何が幾らあるのか教えていただきたいです。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、片岡さん。

総務課長（片岡和子君）

それでは私のほうから、公園・緑地美化事業委託料、2、1、3 の財産管理費、この分についてご説明をさせていただきます。

こちらの委託料につきましては、町内各所にございます公園・緑地などの町有地の草刈であったりとか、剪定作業、またトイレの清掃につきまして、件数にいたしまして 30 件の委託料となっております。

委託先につきましては、6 年度の実績ではシルバー人材センターと地元の N P O 法人ということになっております。

この委託料の中で特に金額的に大きいものにつきましては、例えばナウマンカルストでありますとか、五位山公園、こちらのほうが金額が他のものに比べて大きくなっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

住民課長、真辺さん。

住民課長（真辺美紀君）

はい。

私のほうから、猫の不妊手術費補助金 20 万円、6 年度と同じ 20 万円で足りるかどうか、不足したらどうするのかという質問にお答えさせていただきたいと思います。

この事業は 6 年度から始めました事業でございますが、まだまだ広報啓発が足りないのではないかと考えておりますので、引き続き今後も啓発をしていきながら、予算が不足いたしました場合、その時期にもよりましますけれども、予算の執行状況をしっかりと管理をしていきながら、その時に適切な対応を考えていっていると思っております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私からは、自伐型林業推進事業とみどりの環境整備支援事業についてご説明をさせていただきます。

まずみどりの環境整備支援事業につきましては、県の補助事業を受けて実施する事業となっております、自伐型林業推進事業につきましては、町単独の事業となります。

両事業とも森林整備を行うための補助事業となっております、保育間伐や搬出間伐、また搬出間伐に必要な作業道開設などに係る経費を補助しているものでございます。基本的には、県の補助事業であります、みどりの環境整備支援事業での事業実施を検討した上で、県の事業の対象とならない場合におきまして、町単独事業である自伐型林業推進事業で支援をしているという状況でございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

教育次長、廣田君。

教育次長（廣田春秋君）

はい。

私のほうから2点、教育委員会に関係するものということで、まず1つ目が桜座のWEBサイト構築及び維持管理というところですけども、この構築の内容というところでは、今あるものを修繕するというよりは、新たにホームページを作り直すというような内容になっておりまして、完了の見込みですけれども、今のところですけども大体仕様、どういうふうなWEBサイトにするかというようなことを固めるのに1か月、作業自体に大体2か月かかるということでしたので、全体で3か月の期間が必要ということですので、4月すぐに取りかかって、7月当初の完了ということを見込んでおります。

もう1点、佐川高校への補助なり支援の内容ということですけども、予算書上ではですね、9款、1項、2目事務局費、ページで言いますと126、127ページに18節の負担金で、県立学校支援分担金というところに51万2千円がありますけれども、そのうちの47万円ということになります。

内訳につきましては2つありまして、1つは地域に根ざした佐川高等学校を後援する会、この分担金として20万円。もう1つは佐川高等学校定時制教育振興会への分担金としまして27万円で、合計47万円ということでございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

2番、岡林君。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

私のほうから 3 点ほど再び聞かしていただきたいと思います。

まず、公園・緑地美化事業委託費に関してですが、上位 2 か所、ナウマンカルストと五位山公園、それぞれ委託費が幾らになっているか教えてください。

それと、自伐型林業の件についてですけれども、県の適用になるもの、それ以外適用にならないものを町のほうで負担をしているということで、今後この自伐林業への取り組みっていうのをしっかりと進めていく方向性だろうなと思うんですけれども、それで間違いないかというところをお願いいたします。

猫の補助金については、これは再質問ではないんですけれども、この補助金というのは、猫が例えば嫌いな方は自分の生活の周りの環境を整えることができますし、猫が好きな方からすると不幸な猫を減らすことができるということで、住民の QOL、クオリティオブライフを上げるのに非常に有効だと思いますので、ぜひ引き続き、もし不足するようなことがあったら、また補正するなり何なり、しっかりと対応いただけるようお願いします。

すいません、質問としては 2 点、お願いいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、片岡さん。

総務課長（片岡和子君）

それでは私のほうから、公園・緑地美化事業委託料の大きいものについて、金額のほうを、あくまでも見積もり額になっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まずナウマンカルスト、こちらにつきましては見積もりを徴しましたところ、99 万 9,040 円の見積もりをいただいております。

また次に五位山緑地公園につきましては、他の公園、周辺の公園なども含めまして、67 万 2 千円の見積もりを頂戴しているところでございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは林業の取り組みについてお答えさせていただきます。

佐川町は平成 26 年から自伐型林業に取り組みまして、現在も着実に森林整備が進んできていると感じております。今は、森林経営管理法も施行されておりまして、適切な森林管理は必要となっておりますので、今後も縮小することなく、継続して実施していく計画でございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

公園のほう、引き続き町内にたくさん公園ありまして、時々私もいろんな公園に行くんですけども、場所によってちょっと施設が老朽化してたりですとか、いろいろそういうことありますのでしっかり管理をしていただくようお願いいたします。

自伐林業について、もう産業振興課の事業ということで、この自伐林業で来られた方がですね、自伐の林業に関する本を出版されるってことで、今ちょうどクラウドファンディングされてると思うんですけど、それのお礼の品にですね、町内の木工業者のものを採用したりですとか、町内の産業にすごく貢献をしていただけてると思いますので、ぜひ引き続きこれも取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

3 番、山本君。

3 番（山本和輝君）

3 番、山本和輝です。

先ほどは失礼しました。

2 点ほど、お伺いさせていただきます。

ページ 73 ページ、3 款、1 項、5 目、18 節の広域事務組合負担金（特養運営に係る特別負担金）6,440 万 6 千円、（養護運営に係る特別負担金）1,622 万 3 千円について、2 年間の合計負担金 1 億 5,880 万になり、合計金額は昨年度と比べさらに増額し、負担額が今年度 8,062 万 9 千円の予算が計上されていますが、今後、また来年度以降も同額くらいの負担金が必要になるかお伺いいたします。

続きましてページ 111、6 款、1 項、1 目、18 節の土佐 F B C についてお伺いいたします。

現在、高知大で今年度の土佐 F B C の受講募集は始まっていますが、今後どのように周知していくか、お伺いいたします。お願いします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、片岡さん。

総務課長（片岡和子君）

それでは私のほうからは、広域事務組合の負担金、特養と養護にかかる特別負担金についてお答えをさせていただきます。

特別養護老人ホーム4施設、春日荘、五葉荘、もみじ荘、あがわ荘、そして養護老人ホーム五葉荘の運営につきまして、サービス収入、措置収入の減少によりまして財源不足となり、令和6年度には特養分約1億7千万円、それから養護分が約4千万円、合計2億1千万円。

7年度には、特養分約1億7千万円、養護分約7千万円の合計約2億4千万円を、構成の3町で均等割20%、65歳以上人口割30%、利用者率割50%で負担をすることとしております。

なお特別養護老人ホームもみじ荘につきましては、この、失礼しました。今年度、令和6年の12月に休止となっております。

こういった財源不足を受けまして、高吾北広域町村事務組合のほうでは、特別養護老人ホーム3施設の経営改善に向けまして、今年2月に介護サービス経営戦略のほうを策定いたしまして、計画期間を令和7年度から11年度の5年間としているところでございます。

この経営戦略の投資財政計画によりますと、介護サービス費の収入については伸びが見込めない一方、介護サービスに係る費用につきましては、人件費の増により微増となっております。このため、構成3町の負担金もこの計画によりますと、1億7千万円前後で推移をしております。

また養護老人ホームにつきましても、事務局による収支見込みによりますと、利用者数減による措置費収入の減と、人件費の増によりまして、負担金は今後増加の見込みと伺っているところでございます。

こういったことから、現在のところ構成3町の負担は続いていく見込みとなっているところでございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、土佐FBC受講料補助金についてご説明をさせていただきます。

まず周知方法としましては町の公式LINE、ホームページ、あとは加工等をされている商工業者の方に情報が届くように工夫はしたいと考えております。

この土佐FBCの受講の申し込み期間、非常に短かったと認識しておりますので、事務局のほうにも確認をしながら、迅速な対応をしていきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

7 番、西森君。

7 番（西森勝仁君）

私から 4 点お尋ねをします。

まず、99 ページ、5 款農林水産業費の 1、3、18、負担金としまして、J A 育苗センター改修費負担金として 243 万 8 千円が計上されておりますが、この施設は水稻農家にとってなくてはならないものでありますが、この改修事業費は総額幾らで、それぞれの関係団体はその負担割合、こういったものはどうなっているのか。

そして 109 ページ、6 款商工費の 1、1、12 節の委託料に、客車展示施設指定管理料が計上されておりますが、この施設の歳入はありません。ここだけではありませんが、受益者負担として応分の入場料が取れないものか、もらえないものかという、多くの町民の声が届いているわけでありまして、また観光客自体も駐車場にしましてもタダ、それからこの施設もタダ、あそこもタダ。こんなところは佐川町だけですと、観光客もこう言っているわけでありまして、佐川町さんがよっぽどお金持ちなんですよ。とか言っているわけですが、町民の言うように入場料収入がいただけないものか、お尋ねをします。

次に、117 ページ、7 款土木費、4、1、14 工事請負費に、町営住宅解体費として 303 万 6 千円が計上されておりますが、これはどこの町営住宅を解体してその後どのようにする計画なのか。

そして最後に 125 ページ、9 款教育費の 1、2 の 12 節委託料として、G I G A スクール構想支援体制整備事業費として 599 万 5 千円なるものが計上されておりますが、これはどこに委託して、どんな成果を求める、期待しているものなのか。以上、お尋ねします。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 46 分

再開 午前 9 時 47 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長、岡田君。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えをさせていただきます。

私のほうからは、ロ 481 号客車展示施設の入場料は取れないかという件についてお答えをさせていただきます。

この施設につきましては客車のほうも展示をしておりますが、観光協会の事務局となっております。多くの方がこの観光協会の問い合わせでありますとか、パンフレットのほうを取りに来る方が多い状況となっておりますので、現在この施設でのちょっと入場料の徴収については、難しいのではないかというふう

に現在のところは考えているところでございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

総務課長、片岡さん。

総務課長（片岡和子君）

私のほうからは、町営住宅の解体工事 303 万 6 千円についてご説明をさせていただきます。

こちらは中谷 2 号団地 2 号の解体工事となっております。こちらのほうは平成 29 年に火災で内部を焼失しておりまして、入居者のご事情から現在まで取り壊すことができずにいたものです。

取り壊し後につきましては売却の方向で考えているところでございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

教育次長、廣田君。

教育次長（廣田春秋君）

はい。

私のほうからは G I G A スクール構想支援体制整備事業と、これについてご説明を申し上げます。

この事業につきましては、G I G A スクール用のタブレットを更新することになっておりますけれども、その事業の補助金の交付要件とされておりました、学校の通信環境を調査、査定する事業というふうになっております。

事業の成果をとということですが、何を求めるかということになりますと、これで査定をしまして、改善すべき箇所があれば、見つければ改善をし、よりよい通信環境を整備するというのの基礎になるということになっております。

委託先につきましては、これ決まっておりますんで 7 年度になってから入札、契約事務ということになりますので、今の段階ではもちろん決定をしてないということになります。以上です。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私から、育苗センター改修負担金についてご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、日高村にあります育苗センターの消毒設備を改修するものとなっております。総事業費につきましては1,865万3千円となっております。JAの負担が3分の1、県の補助金が3分の1、市町村の補助金が3分の1となっております。

この市町村の補助金3分の1の負担割合につきましては、関係する流域の市町村、佐川町、日高村、いの町、土佐市、越知町、仁淀川町の出荷枚数に応じまして、負担金の按分をした金額となっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7番（西森勝仁君）

それぞれご答弁をいただいて理解はできましたが、応分の負担と受益者負担という件であります。駐車場も今のところ無料と、どこへ行っても駐車場がタダというところはないと思います。

町民の多くもあれは目にしていますので、たくさんの車が、お客さんが来てくれるのはまことに結構なことでありますし、応分の負担をもらってもらいたいということですのでお尋ねをさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第10号、令和7年度佐川町一般会計補正、もとい佐川町一般会計予算

について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員。

したがって、議案第 10 号は可決されました。

日程第 10、議案第 11 号、令和 7 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 11 号、令和 7 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 11 号は可決されました。

日程第 11、議案第 12 号、令和 7 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 12 号、令和 7 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 12 号は可決されました。

日程第 12、議案第 13 号、令和 7 年度佐川町学校給食特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 13 号、令和 7 年度佐川町学校給食特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 13 号は可決されました。

日程第 13、議案第 14 号、令和 7 年度佐川町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、令和 7 年度佐川町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 14 号は可決されました。

日程第 14、議案第 15 号、令和 7 年度佐川町農業集落排水事業会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 15 号、令和 7 年度佐川町農業集落排水事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 15 号は可決されました。

日程第 15、議案第 16 号、令和 7 年度佐川町水道事業会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 16 号、令和 7 年度佐川町水道事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 16 号は可決されました。

日程第 16、議案第 17 号、令和 7 年度佐川町病院事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 17 号、令和 7 年度佐川町病院事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 17 号は可決されました。

ここで 10 時 15 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 00 分

再開 午前 10 時 15 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 17、議案第 18 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 18 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 18 号は可決されました。

日程第 18、議案第 19 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部

を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 19 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 19 号は可決されました。

日程第 19、議案第 20 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 20 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 20 号は可決されました。

日程第 20、議案第 21 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 21 号は可決されました。

日程第 21、議案第 22 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 22 号は可決されました。

日程第 22、議案第 23 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 23 号は可決されました。

日程第 23、議案第 24 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 24 号は可決されました。

日程第 24、議案第 25 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 25 号は可決されました。

日程第 25、議案第 26 号、佐川町職員等の旅費等に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号、佐川町職員等の旅費等に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 26 号は可決されました。

日程第 26、議案第 27 号、公職選挙法に基づく選挙及び当選の効力に関する異議の申し出の場合の選挙人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号、公職選挙法に基づく選挙及び当選の効力に関する異議の申し出の場合の選挙人等に対する、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 27 号は可決されました。

日程第 27、議案第 28 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 28 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 28 号は可決されました。

日程第 28、議案第 29 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 29 号は可決されました。

日程第 29、議案第 30 号、佐川町議会及び公聴会に出頭するものの費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 30 号、佐川町議会及び公聴会に出頭するものの費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は可決されました。

日程第 30、議案第 31 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 31 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 31 号は可決されました。

日程第 31、議案第 32 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 32 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 32 号は可決されました。

日程第 32、議案第 33 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 33 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 33 号は可決されました。

日程第 33、議案第 34 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 34 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 34 号は可決されました。

日程第 34、議案第 35 号、佐川町立青山文庫設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、佐川町立青山文庫設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 35 号は可決されました。

日程第 35、議案第 36 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は可決されました。

日程第 36、議案第 37 号、佐川町子ども・子育て支援事業計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、佐川町子ども・子育て支援事業計画の策定について、原案の

とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は可決されました。

日程第 37、議案第 38 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について、
質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 38 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について、原案のと
おり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 38 号は可決されました。

日程第 38、議案第 39 号、健康センター和楽の指定管理者の指定について、
質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、健康センター和楽の指定管理者の指定について、原案のと
おり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は可決されました。

日程第 39、議案第 40 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は可決されました。

日程第 40、議案第 41 号、佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 41 号、佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 41 号は可決されました。

日程第 41、議案第 42 号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 42 号、町道路線の認定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 42 号は可決されました。

お諮りします。

ただいま議会運営委員長から発委第 1 号が提出をされました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

発委第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

休憩します。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 43 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1、発委第 1 号、佐川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長、藤原君。

議会運営委員長（藤原健祐君）

発委第 1 号、佐川町議会議長、松浦隆起様。

提出者、議会運営委員長、藤原健祐。佐川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の議案を別紙のとおり、地方

自治法第 109 条第 6 項及び佐川町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出をします。

提案理由の説明をいたします。

先ほど、議案第 31 号、議案第 32 号の整理条例がそれぞれ議決されたことに伴い、全国町村議長会から告示されております標準改正案と照らし合わせ、関連する文言の一部を整理し、改正するものです。以上です。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 1 号、佐川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第 1 号は可決されました。

日程第 42、発委第 2 号、佐川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長、藤原君。

議会運営委員長（藤原健祐君）

発委第 2 号、佐川町議会議長、松浦隆起様。提出者、議会運営委員長、藤原健祐。佐川町議会、佐川町議会議員の請負の状況を公表するに関する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び佐川町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

提案理由の説明をいたします。

議員が町に対して請負するもの、その支配人である場合における請負の状況を議長に報告し、公表することにより、透明性を確保するものとして、全国町村議会議長会から標準条例案が示され、新たに制定するものであります。以上

です。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第2号、佐川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第2号は可決されました。

日程第43、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付のとおりと決定しました。

日程第44、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されましたすべての案件は終了しました。

町長、挨拶を願います。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

令和7年度3月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶をさせていただきます。

本定例会におきまして、ご提案をさせていただきました報告1件、同意案1件、議案40件につきまして、適切なるご審議の上、すべてご承認をいただきました。誠にありがとうございました。

ご承認をいただきました令和6年度補正予算、そして令和7年度の当初予算につきましては、スピード感をもって事業実施に取り組んでまいります。

今後におきましても、引き続き住民目線で生活に密着した政策を実施させていただきますので、議員の皆様におかれましても、ご指導ご協力をよろしくお願いをいたします。

また、本定例会におきまして、一般質問で10人の議員の皆様からご質問をいただきました。これからの佐川町にとっての重要な課題についての内容のご質問であり、より一層身の引き締まる思いでございます。

ご質問いただきました課題につきましては、協議させていただき、対応させていただきます。

また西森議員から、私の進退につきましてご質問をいただきお答えをさせていただきました。私自身、まだまだ未熟ではございますが、残りの任期の期間を住民の皆様のために、副町長、教育長、そして何より役場の職員と一緒に全力で町政運営に取り組んでまいります。

そして、1期目の成果を2期目につなげ、引き続き佐川町政を担わせていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

いよいよ新年度が始まります。新年度におきましても、多くの課題があると思いますが、全職員で力を合わせ、頑張ってまいります。

今後とも、佐川町の魅力を発信し、佐川町出身の多くの方々が、ふるさと佐川を誇りに思い、自慢できるまち、そして住んでよかったと思っていただけるまちとなるよう、人口減少対策にもしっかりと全力で取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、一緒になって佐川町を盛り上げていただきますよう、ご提案そしてご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

終わりになりますが、桜の開花の季節となりました。季節の変わり目で気温の変化もありますので、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に留意していただき、引き続き調整発展のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本定例会、誠にありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

本日の会議は、これもちまして終わります。

令和7年3月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時54分

